

「令和４年度 県内宿泊等促進キャンペーン」
（旅行代金割引・地域クーポン券配布・事務局運営業務用）
プロポーザル方式受託事業者募集説明会 質問及び回答について

令和4年4月12日

NO	質問	回答
1	仕様書 項番4-(1)-ア-⑤ 日帰り周遊プランにおいて、「県内で完結する」商品に限るということであれば、販売できるのは県内旅行会社のみですか。県外の旅行会社も造成・販売可ですか。	当キャンペーンに参画されている旅行会社であれば、県外の旅行会社でも日帰り周遊プランの造成・販売は可能です。 ただし、本事業は国の補助金を活用し実施するため、国から示される情報に基づき、仕様を変更する可能性があります。
2	募集要項 項番4-(2)-② 「募集予定の対象事業者を一覧にて明示すること」とありますが、具体的な施設・旅行会社名の記載があるリストが必要でしょうか。必要な場合、広域となった場合の旅行業者は相当に数が多くリスト化が困難ですので県内旅行業者のみでよろしいでしょうか。	募集予定の対象事業者の一覧については、具体的な施設・旅行会社名まで明示を求めるものではありません。各対象事業者の募集予定件数を明示してください。また地域共通クーポン券の利用可能施設については、業種毎に募集予定件数を明示してください。 広域となった場合（利用対象者が全国に対象拡大した場合）については、その際に募集を予定している旅行会社の件数のみ明示をお願いします。
3	当事業の参画旅行業者について、他府県知事登録の第２種旅行業者で奈良県内に営業所を有する事業者を参画可能としないのはなぜか。今後、このようなケースの第２種旅行業者が当事業の参画旅行会社となることはあるか。	仕様書に記載のとおり、参画旅行会社は、奈良県知事登録旅行業者及び旅行業代理業者並びに奈良県内に営業所を置く観光庁長官登録第１種旅行業者としています。 キャンペーン利用者の利便性の確保と、本キャンペーンを通じた地域の旅行会社（奈良県知事登録旅行業者）の育成とのバランスを勘案し、他府県知事登録の第２種旅行業者については参画対象外としました。ただし、仕様書に記載のとおり、当事業については国の補助金を活用して実施することから、今後国から示される情報（利用対象者の拡大など）によっては対象となる可能性があります。
4	プロモーションを行う際の参考として、既に終了しているキャンペーンの申込者に関する属性を教えてください。（性別・年齢・申込動機など）	「令和２年度県内宿泊等促進キャンペーン」では、参画宿泊施設において利用者アンケートを実施しており、そちらの集計結果による申込者の属性は（別添１）のとおりです。 ●令和２年度県内宿泊等促進キャンペーン」 キャンペーン実施期間：令和２年８月26日～令和3年2月28日（3/1チェックアウトまで）
5	仕様書（２）地域クーポン券の配布、ア 割引概要の①について、「旅行代金割引利用者に対し、１人泊あたり最大3,000円の地域クーポン券を発行すること」とありますが、日帰りの場合は配布対象としないということでしょうか？	本委託業務の受託者選定において、地域クーポン券の配布対象見込としては、宿泊・日帰りともに対象として、ご提案をお願いします。 ただし、本事業は国の補助金を活用し実施するため、国から示される情報に基づき、仕様を変更する可能性があります。